生涯学習情報紙作成業務　公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

「生涯学習情報紙作成業務」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、当該業務に係る企画提案を求め、最も的確と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

２　目的

生涯学習情報紙の構成は、「社会教育講座（旧：公民館講座）案内」を基本とし、そこに図書館サービスに関する内容等を加えたものである。「社会教育講座（旧：公民館講座）」は、「平成 30 年後期公民館講座案内」まで市職員が原稿作成・編集作業を行っていたが、利用者の視点に立ち、幅広い年齢層が興味を持つことができる紙面にするため、本業務委託により、官民の適切な役割分担のもと、これまで以上に市民にとって分かりやすく親しみやすい情報紙を作成する。

３　業務概要

（１）　件名　　生涯学習情報紙作成業務

（２）　業務内容　　生涯学習情報紙作成業務　仕様書（別紙１）のとおり。

４　履行期間　　委託契約締結の日から令和１０年３月３１日まで

５　委託料に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

（１）本業務の見積上限額（消費税および地方消費税を含む）

委託料　　：８，５８０，０００円

（２）年度毎の見積上限額（消費税および地方消費税を含む）

年度	金額	発行時期
令和７年度	２，８６０，０００円	７月、３月
令和８年度	２，８６０，０００円	７月、３月
令和９年度	２，８６０，０００円	７月、３月
合　　計	８，５８０，０００円	

６　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）　宮崎市財務規則（平成元年規則第 1 号）第 120 条第 3 項に規定する入札参加資格者の名簿（令和 6,7,8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿　物品・清掃等）（以下「資格者名簿」という。）に登録しているものであって、宮崎市内に本店または営業所があること。

（２）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（３）　手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再正手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続の開始後、それぞれ裁判所の更正計画認可または再生計画認可の決定を受けていること。

（５）　民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による換価・取立てにより支払いが不可能になった者でないこと、または民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく仮差押命令の申立てその他第三者による債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

（６）　宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

（７）　法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成２３年条例第４７号）　第２条第３号に規定する暴力団関係者（暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者）　ではないこと。

（８）　本プロポーザル実施の告示日（以下「告示日」という。）から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指定停止等の措置に関する要綱（平成 8 年告示第 19 号）または宮崎市建設工事等に係る指名停止の措置に関する要綱（平成 6 年告示第 198 号）による指名停止措置を受けていない者であること。

７　選定スケジュール（予定）

実施内容	期　日　等
実施要領等の公表	令和　７年　３月２１日（金）
参加申込に関する質問の提出	令和　７年　４月　２日（水）　正午まで
参加申込に関する質問の回答	令和　７年　４月　７日（月）
参加申込書の提出	令和　７年　４月１０日（木）　午後５時１５分まで
プレゼンテーション実施の通知	令和　７年　４月１５日（火）
企画提案書等に関する質問の提出	令和　７年　４月２２日（火）　正午まで
企画提案書等に関する質問の回答	令和　７年　４月２４日（木）
企画提案書等の提出	令和　７年　４月３０日（水）午後５時１５分まで
プレゼンテーションの実施（予定）	令和　７年　５月　８日（木）
評価結果の通知	令和　７年　５月１２日（月）までに行う
委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降

８　参加申込書及び参加資格確認書の提出について

（１）提出方法

参加申込書（様式第１号）及び参加資格確認書（様式第２号）を、提出期限までに持参又は郵送（書留郵便に限る）により事務局あて提出すること。

※郵送後には必ず電話で受領の確認を行うこと。

※参加申込書の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を認めない。

（２）提出期限

令和７年４月１０日（木）午後５時１５分（必着）

９　企画提案書等の提出について

（１）企画提案書等の内容

①企画提案書（任意様式）

- 生涯学習情報紙作成業務仕様書（別紙１）に基づき、用紙サイズ A4 横書きとすること。
- ページ番号を付与し、両面印刷とすること。
- 生涯学習情報紙作成業務　企画提案書等記載事項（別紙２）に基づき項目順に記載すること。

②生涯学習情報紙見本紙

- 生涯学習情報紙作成業務　企画提案書等記載事項（別紙２）に基づき製作し、両面印刷とすること。

③費用見積り（任意様式）

次の区分、項目を参考に作成すること。

金額は、契約金額の総額（６回発行分）とする。

項　　目	単　　価	数　　量	金　　額
取材 写真撮影 記事編集 デザイン・レイアウト イラスト作成 印刷・梱包・仕分け その他（　　）			
小　　計			
消費税（１０％）			
合　　計			

④業務実績（任意様式）

行政や民間からの同種事業（企画編集～印刷を受託）による発行物の過去５年間の実績を記載すること。

（２）提出部数等

①企画提案書

提出部数は紙７部とし、表紙等に会社名等を明記したものを２部、無記名のものを５部とする。また、無記名のもの５部については、会社名が特定される標記（ロゴを含む）部分を消して作成すること。

②生涯学習情報紙見本紙

上記①に同じ。

③費用見積り（任意様式）

令和 6,7,8 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿登録時に届け出た印鑑を押印したものを１部提出すること。

※会社案内等の事業概要などがある場合は企画提案書とは別に提出する事。

④業務実績

上記①に同じ。

※上記①、②、④をファイリングしたものを７部提出すること。

※会社案内等の事業概要などがある場合は別綴りとすること。

（３）提出方法および提出期限

- 提出方法は、持参または郵送とする。
- 提出期限については、令和７年４月３０日（水）午後５時１５分まで必着とする。
- 郵送による場合は簡易書留郵便により提出すること。
- 提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

１０　審査方法

契約締結に係る優先交渉権を与える順位は、提出された企画提案書等と、提案内容のプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）について、選定委員会において定めた評価基準に基づき評価を行い決定するものとする。

評価項目および基準は、生涯学習情報紙作成業務審査基準書（別紙４）のとおり。

審査は書面およびプレゼンテーション等により実施する。

１１　プレゼンテーション等について

企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてプレゼンテーション等を実施する。プロジェクターやスクリーン、電源以外の機器を使用する場合は参加申込者が準備すること。

（１）日程　　令和７年５月８日（木）（※予定）

（２）場所　　市が指定する場所

（３）実施時間　①プレゼンテーション等　２０分

②質疑応答　　１０分　　計３０分とする。

※日時・場所等の詳細については別途連絡します。

１２　本プロポーザルに関する質問について

（１）質問の受付および回答方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第３号）を電子メール又はFAXにより事務局あて送付すること。その際には必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。回答は電子メールおよび宮崎市ホームページにて行う。

（２）質問の受付時間など

①参加申込に関する質問について

告知日から令和　７年　４月　２日（水）正午まで

※回答は、令和　７年　４月　７日（月）までに行う。

②企画提案書等に関する質問について

告知日から令和　７年　４月２２日（火）正午まで

※回答は、令和　７年　４月２４日（木）までに行う。

ただし、質問の内容が企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答する。

１３　評価結果の通知について

評価結果は、参加申込者に対し、参加申込書に記載された電子メール宛に令和７年５月１２日（月）までに通知を行う。また、宮崎市ホームページにも審査結果を公表する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

１４　契約に関する基本事項について

（１）契約方法

生涯学習情報紙作成業務委託事業者選定委員会における優先交渉権を与える順位決定後、市において最も評価点の高い事業者を優先交渉権者、次に評価点の高い事業者を次点交渉権者として決定する。ただし選考委員の合計得点が全体の６割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者として決定しないものとする。

その後、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、協議が整った場合には契約手続き(見積合わせ、契約締結）を行う。

なお、優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかったときは、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を行う。

（２）契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う者とともに内容を確認のうえ、決定するものとする。

（３）契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第１号）第105条１項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同項各号に該当するときは免除できるものとする。

（４）契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別に定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の

重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（5）機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。

また、本業務遂行に当たっては「宮崎市情報セキュリティポリシー」（宮崎市ホームページに公開）を遵守すること。

１５　その他

・企画提案書等は、１者につき１案とする。ただし、見本紙のうち表紙は２案とする。
・提出された企画提案書等は返却しない。
・企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。
・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第４号）を電子メール又はFAXにより事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。
・企画提案書等の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価および議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等および添付書類の複製作成および内容を無断・無償で使用できるものとする。

１６　問い合わせおよび提出先（事務局）

担当部署：　宮崎市教育委員会生涯学習課社会教育係（担当：長谷）
Eメール：　45syogai@city.miyazaki.miyazaki.jp
住　　所：　〒889-1696 宮崎市清武町西新町１丁目１番地
電　　話：　0985-85-1834
F　A　X：　0985-85-0458